



傷害・医療 保険制度

割引
24%
適用

(団体割引20%、過去の
損害率による割引5%)

【傷害総合保険、新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料および補償内容、新・団体医療保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットおよび保険のあらましをご確認ください。



本制度のメリット※1



保険料が割安



配偶者、子ども、
同居の親族もご加入可能



給料引き落としで
お支払いも簡単！

保険期間 2025年10月1日～2026年10月1日

申込締切日 2025年8月31日(日)

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日から2026年10月1日午後4時までとなります。

※1 各メリットの詳細は本文をご確認ください。

申込方法

現在のご加入内容の確認・新規加入・補償内容の変更は、WEB(パソコン・スマートフォン)でのお手続きとなります。既加入者の方で前年と同等条件のプランで継続加入をされる場合は、自動継続となりますのでお手続きは不要です。

お手続きはこちらの二次元コードから

ログインID: 職員番号

パスワード: 生年月日(西暦8桁)



カナデビア保険サービス株式会社 HP

<https://www.kanadevia-insuranceservice.com/>



このようなとき、どうしますか？

傷害

歩行中、路面凍結により転倒し、右腕を骨折。

 **入院** 5月1日～5月30日 (30日間)  **通院** 6月1日～8月1日 (60日間)



領収書内訳

 **入院費** 450,000円

 **通院費** 10,000円

かかる費用は

460,000円 (※1)

賠償責任

自転車を運転中、誤って歩行者をはねた。歩行者は頭部を打撲し、重度後遺障害を残した。

 **入院** 2年間  **後遺障害** 脳挫傷後の後遺障害



領収書内訳

治療関連 1,500万円

後遺障害補償 3,500万円

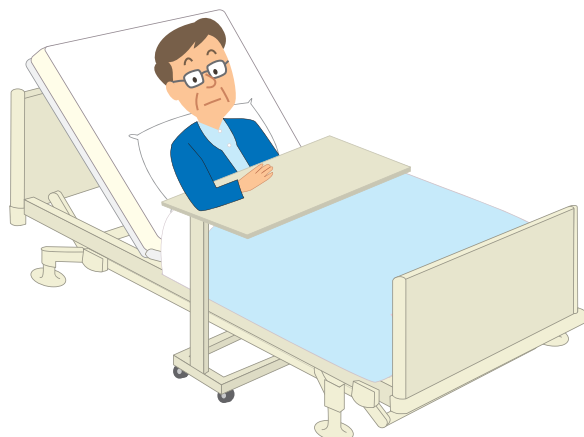
かかる費用は

5,000万円 (※1)

医療

右目白内障の水晶体再建術のため3日間入院した。

 **入院** 4月11日～4月13日 (3日間)  **手術** 水晶体再建術



領収書内訳

 **入院費** 45,000円

 **手術費** 300,000円

かかる費用は

345,000円 (※1)

(※1) 各費用は損保ジャパンにて受付けた事例を基に算出したものです。実際のお支払いはご加入の内容やおケガや病気などの状態により異なります。

\\ **カナデビアグループ傷害・医療保険制度がお役に立ちます!** //

多くの方にご利用
いただいています！

保険金 お支払い実績

2022年^(※1) 約**670万円** (146件)

2023年^(※2) 約**877万円** (79件)

2024年^(※3) 約**586万円** (51件)

(※1) 算出期間:2022年4月～2023年3月

(※2) 算出期間:2023年4月～2024年3月

(※3) 算出期間:2024年4月～2025年3月



ケガへの備え

◎ 基本補償です ○ オプションで付けられます ✕ 補償されません

傷害総合保険

P3～6

入院・通院の補償

ケガ	◎ 入院	◎ 手術	◎ 通院
病気	✕ 入院	✕ 手術	✕ 通院

死亡補償

ケガ	◎ 死亡	◎ 後遺障害
病気	✕ 死亡	✕ 後遺障害

上乗せ補償

◎ 個人賠償責任

◎ 弁護士費用

◎ 育英費用^(※4)

◎ 学業費用^(※4)

(※4) お子さま向け総合補償プランのみ加入可能です。



病気への備え

◎ 基本補償です ○ オプションで付けられます ✕ 補償されません

新・団体医療保険

P7～8

入院・通院の補償

ケガ	✕ 入院	✕ 手術	✕ 通院
病気	◎ 入院	◎ 手術	◎ 通院 ^(※5)

死亡補償

ケガ	✕ 死亡	✕ 後遺障害
病気	✕ 死亡	✕ 後遺障害

上乗せ補償

◎ 介護一時金

◎ 親孝行一時金

◎ 三大疾病診断

◎ 先進医療

(※5) 継続して4日を超えて疾病入院し、退院後の通院が対象となります。

① 傷害総合保険 国内外補償

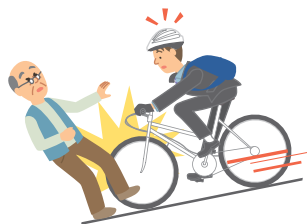
普通傷害型 このようなときに補償されます

仕事中・日常生活・地震津波等によるケガ・
特定感染症による入院や通院等を補償します。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご確認ください。

基本補償

自転車事故



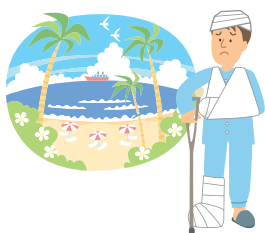
交通事故orサッカー等、スポーツ中のケガ



地震等によるケガ



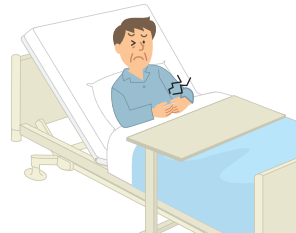
旅行中のケガ



作業中のケガ



熱中症やO-157による入院



プラス オプションを自由にセットできます

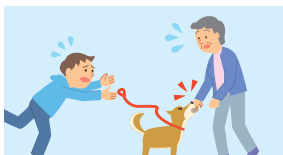


個人賠償責任補償

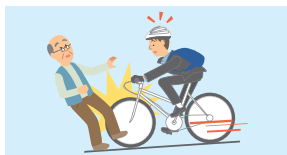
日常生活において、法律上の損害賠償責任を負ったときに対象となります。

示談交渉
サービス付
(※1)

飼い犬が他人に
噛みついてケガをさせた



自転車で他人に
ケガをさせた



買い物中に商品を壊した



他人の家の窓ガラスを割った



保険金額

1億円

(※1) ただし国内のみ



弁護のちから

法的トラブルに巻き込まれた場合の
弁護士費用を保険金としてお支払いします。

弁護のちから



保険金額

弁護士費用
(自己負担割合10%) 通算300万円限度

法律相談・書類作成費用
(自己負担額1,000円) 通算10万円限度

保険期間1年	団体割引20%、過去の損害率による割引5%、職種級別A級 天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、熱中症危険補償特約、 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット
---------------	--

職種級別 A級 普通傷害型	月払 保険料 (1口)	保険金額			
		死亡・後遺障害保険金額	入院保険金日額 ^(※1)	手術保険金	通院保険金日額 ^(※2)
FS	420円	80万円	1,200円	〈重大手術 ^(※3) の場合〉 入院保険金日額の40倍 〈重大手術 ^(※3) 以外の場合〉 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	800円

個人賠償責任補償	
ご加入コース	KB
月払保険料	130円
保険金額	1億円

弁護のちから（弁護士費用総合補償）	
ご加入コース	BG
月払保険料	660円
弁護士費用（自己負担割合10%）	通算300万円限度
法律相談・書類作成費用（自己負担額1,000円）	通算10万円限度

② 傷害総合保険 国内外補償

交通傷害型 このようなときに補償されます

交通事故によるケガを補償します。

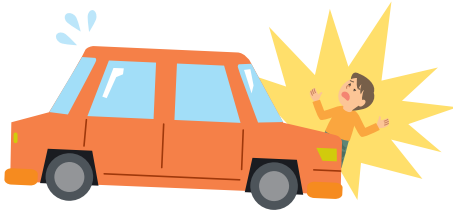
※保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご確認ください。

基本補償

自転車事故



交通事故のケガ



オプションを自由にセットできます

個人賠償責任補償

日常生活において、法律上の損害賠償責任を負ったときに対象となります。

弁護のちから

法的トラブルに巻き込まれた場合の
弁護士費用を保険金としてお支払いします。

弁護のちから



保険料と保険金額 1～14口の範囲内でご加入いただけます。

保険期間1年

団体割引20%、過去の損害率による割引5%
交通傷害危険のみ補償特約セット
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

交通 傷害型	月払 保険料 (1口)	保険金額			
		死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金 日額 (※1)	手術保険金	通院保険金日額 (※2)
KS	130円	200万円	1,000円	〈重大手術 ^(※3) の場合〉入院保険金日額の40倍 〈重大手術 ^(※3) 以外の場合〉入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	600円

+

個人賠償責任補償

ご加入コース	KB
月払保険料	130円
保険金額	1億円

弁護のちから（弁護士費用総合補償）

ご加入コース	BG
月払保険料	660円
弁護士費用（自己負担割合10%）	通算300万円限度
法律相談・書類作成費用（自己負担額1,000円）	通算10万円限度

(※1) 1,000日が限度

(※2) 事故発生日を含め、1,000日以内の通院日数のうち90日が限度

(※3) 各手術の定義については、別冊「この保険のあらまし」をご確認ください。

③ 傷害総合保険 国内外補償

お子さま向け総合補償プラン

お子さまの通学中や遊んでいる時によるケガを補償します。

※保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご確認ください。



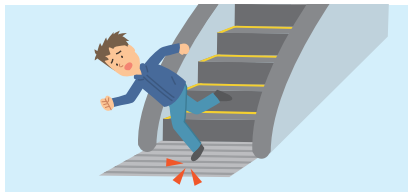
傷害補償

お子さまが学校や通学中、またはご家庭内や外で遊んでいるときなどに思わぬケガ等、不慮の事故によって被った傷害に対して保険金が支払われます。

交通事故によるケガ



エスカレーターでの転倒によるケガ

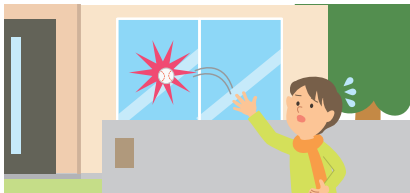


個人賠償責任

日常生活中、お子さままたはご家族が誤って他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を通行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負ったとき、最高1億円まで保険金が支払われます。

示談交渉
サービス付
(※1)

遊戯中、窓ガラスを割ってしまった



お店の商品を壊してしまった



扶養者の方に

万が一のことがあった場合



育英費用補償

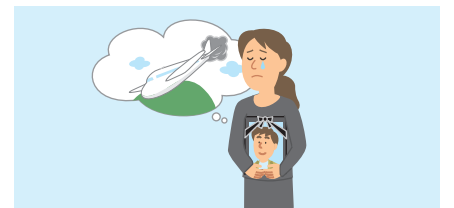
お子さまの扶養者（ご指定いただいた1名の方）が不慮の災害で亡くなられたり、所定の重度後遺障害を被られたとき保険金が支払われます。



学業費用補償

お子さまの扶養者（ご指定いただいた1名の方）が不慮の災害で亡くなられたり、所定の重度後遺障害を被られたとき保険金が支払われます。

扶養者が飛行機事故により亡くなられた



保険料と保険金額 被保険者1人につき、1口とさせていただきます。

保険期間1年

団体割引20%、過去の損害率による割引5%、職種級別A級
天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、熱中症危険補償特約、
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、
細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約、
入院保険金支払限度日数変更特約（180日）セット

お子さま向け 総合補償 プランコース 職種級別A級	月払 保険料 (1口)	保険金額							
		死亡・後遺障害 保険金額	入院保険金 日額	手術保険金	通院保険金 日額	育英費用 保険金額	個人賠償責任 保険金額	学業費用 保険金額 (※3)	進学費用 保険金額 (※3)
A	840円	120万円	1,500円	重大手術(※2)の場合 入院保険金 日額の40倍 重大手術(※2) 以外の場合 入院中の手術 入院保険金 日額の20倍 外来の手術 入院保険金 日額の5倍	1,000円	300万円	1億円	—	—
B	1,640円	390万円	2,000円		1,500円	850万円			
C	2,430円	560万円	3,000円		2,300円	1,400万円			
D	3,280円	780万円	4,000円		3,300円	1,800万円			
E	1,040円	160万円	1,500円		1,000円	300万円		100万円	100万円
F	1,830円	420万円	2,000円		1,500円	850万円			
G	2,610円	590万円	3,000円		2,300円	1,400万円			
H	3,440円	790万円	4,000円		3,300円	1,800万円			

(※1) ただし国内のみ

(※2) 各手術の定義については、別冊「この保険のあらまし」をご確認ください。

(※3) 学業費用補償特約（学業費用保険金、進学費用保険金）の支払対象期間は2027年10月1日までとなります。

(注) 被保険者となる方が所定の学校の学生、生徒または児童でない場合は、「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約」の被保険者の範囲外となります。

④新・団体医療保険 疾病入院補償プラン

(医療保険基本特約、疾病保険特約セット団体総合保険)

病気による入院・手術・退院後通院を補償します

※保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊「この保険のあらまし」に記載されていますので、必ずご確認ください。

基本プラン



入院



保険の対象となる方が保険期間中に病気で入院された場合に、1日目から保険金をお支払いします。(1回の入院180日限度、通算支払限度1,000日)

保険金額 -----

1日につき
5,000円



手術



病気で所定の手術を受けられた場合に、手術の種類に応じて保険金をお支払いします。

保険金額 -----

重大手術^(※2)の場合

入院保険金
日額の40倍

重大手術^(※2)以外の場合

入院中の手術
入院保険金日額の20倍

外来の手術

入院保険金日額の5倍

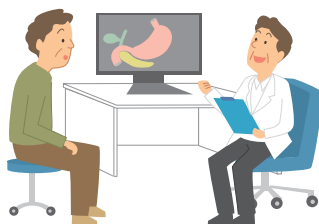
(※1) 手術の種類によっては回数制限があります。

(※2) 各手術の定義については、別冊「この保険のあらまし」をご確認ください。

支払回数
無制限
(※1)



退院後通院



保険期間中に病気で継続して4日を超える入院をし、退院後に通院された場合に、保険金をお支払いします。(1通院責任期間90日限度)

保険金額 -----

1日につき
3,000円



先進医療等費用



病気またはケガにより、日本国内で先進医療^(※3)等(先進医療や臓器移植術)を受けた場合に負担した費用等を補償します。入院せず、外来で先進医療等を受けた場合にも、お支払いの対象となります。

保険金額 -----

300万円限度

(※3) 先進医療とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更とすることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html>)

介護充実プラン



介護一時金

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。

なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。

①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※4)

②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※5)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

(※4) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。

(※5) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。



オプション特約



三大疾病診断



がんと診断確定された場合、急性心筋こうそくにより入院を開始した場合、脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)により入院を開始した場合のいずれかに該当時に一時金をお支払いします。

保険金額 | **100万円**



親孝行一時金



親御さま(加入時に指定された方)が要介護2から5のいずれかに認定され、その状態が90日を超えて継続した場合、被保険者である親御さまに一時金をお支払いします。(89歳まで継続が可能)

疾病入院補償プランに加入せず親孝行一時金のみ加入できます。

単体加入型: OKT型

月払保険料、保険金額はオプション特約型と同じです。

保険料と保険金額

保険料は被保険者のご年齢によって変わります。被保険者1人につき、1口とさせていただきます。

保険期間1年

団体割引20%、過去の損害率による割引5%
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

基本プラン（Z型）						介護充実プラン（ZK型）					
満年齢	月払保険料	保険金額				満年齢	月払保険料	保険金額			
		入院保険金日額	手術保険金	退院後通院保険金日額	先進医療保険金			入院保険金日額	手術保険金	退院後通院保険金日額	介護一時金
0～24歳	400円	5,000円	重大手術 ^{（※1）} の場合 入院保険金日額の40倍	3,000円	300万円	0～24歳	430円	5,000円	重大手術 ^{（※1）} の場合 入院保険金日額の40倍	3,000円	300万円
25～29歳	560円					25～29歳	590円				
30～34歳	700円					30～34歳	730円				
35～39歳	770円					35～39歳	800円				
40～44歳	830円					40～44歳	880円				
45～49歳	1,040円					45～49歳	1,170円				
50～54歳	1,360円					50～54歳	1,610円				
55～59歳	2,050円					55～59歳	2,580円				
60～64歳	2,810円					60～64歳	3,860円				
65～69歳	4,130円					65～69歳	5,920円				

オプション特約 三大疾病診断				オプション特約 親孝行一時金			
オプション特約型	満年齢	月払保険料	保険金額	オプション特約型	親年齢	月払保険料	保険金額
SS型	0～24歳	30円	100万円	OK型	40～44歳	20円	100万円
	25～29歳	90円			45～49歳	30円	
	30～34歳	160円			50～54歳	60円	
	35～39歳	280円			55～59歳	120円	
	40～44歳	490円			60～64歳	230円	
	45～49歳	790円			65～69歳	510円	
	50～54歳	1,180円			70～74歳	1,070円	
	55～59歳	1,780円			75～79歳	2,240円	
	60～64歳	2,580円					
	65～69歳	3,540円					

- 親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- 親孝行一時金支払特約の被保険者は、新規加入の場合、満40歳から満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。
- 親孝行一時金支払特約を継続加入の場合で被保険者年齢が満80歳から満89歳までの方の保険料は申込画面でご確認ください。

（※1）各手術の定義については、別冊「この保険のあらまし」をご確認ください。

- 保険料は保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。 ●本保険は介護医療保険料控除の対象になります。（2025年4月現在）
- 契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- 新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。継続加入の場合で被保険者年齢が満70歳から満79歳までの方の保険料は申込画面でご確認ください。

告知の大切さについてのご説明

●告知画面はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。 ●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。 ※別冊「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

⑤ 弁護士費用総合補償特約 傷害総合保険

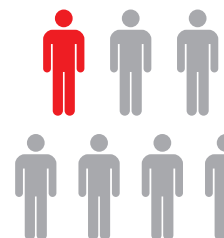
さまざまなトラブルが潜む中…
法的トラブルについてはこのような声があります

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか？

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル
(多重債務、医療事故など)も含まれています。

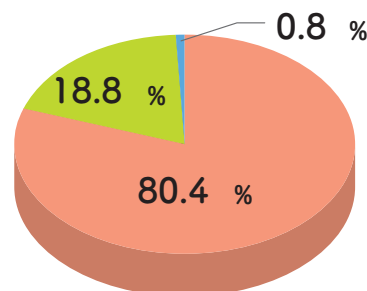
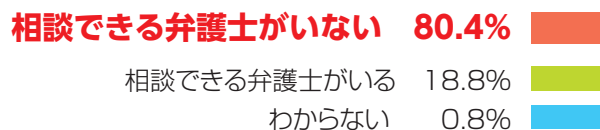


万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか？

「身近に相談できる弁護士がいない」
という方が多いのが現状です。

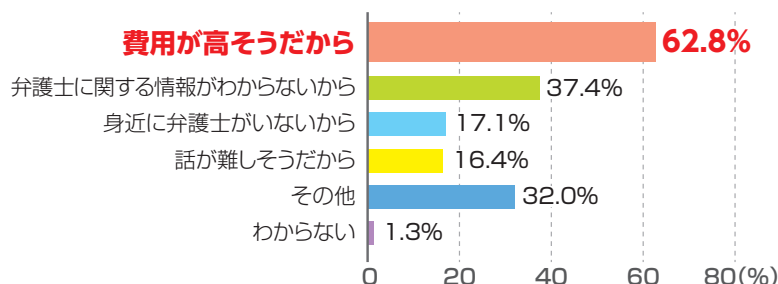


全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損害保険ジャパンにて作成

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか？

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

みなさまの声にお応えして、

弁護のちからは

あなたの

ちから

になります！



“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

① 人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめられない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する**弁護士への各種費用が対象となります。

④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **300万円 限度**

お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 **10%**)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

保険金額(保険期間1年間につき)

通算 **10万円 限度**

お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律
相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。



いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**

着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円 × (100% - 10%(自己負担割合))
= **36万円**

+

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円(自己負担額)

= **9,000円**

合計

36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して
法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいても安心!
「**弁護士紹介サービス**」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。

警察 OB・OG 等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。

「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎりません。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

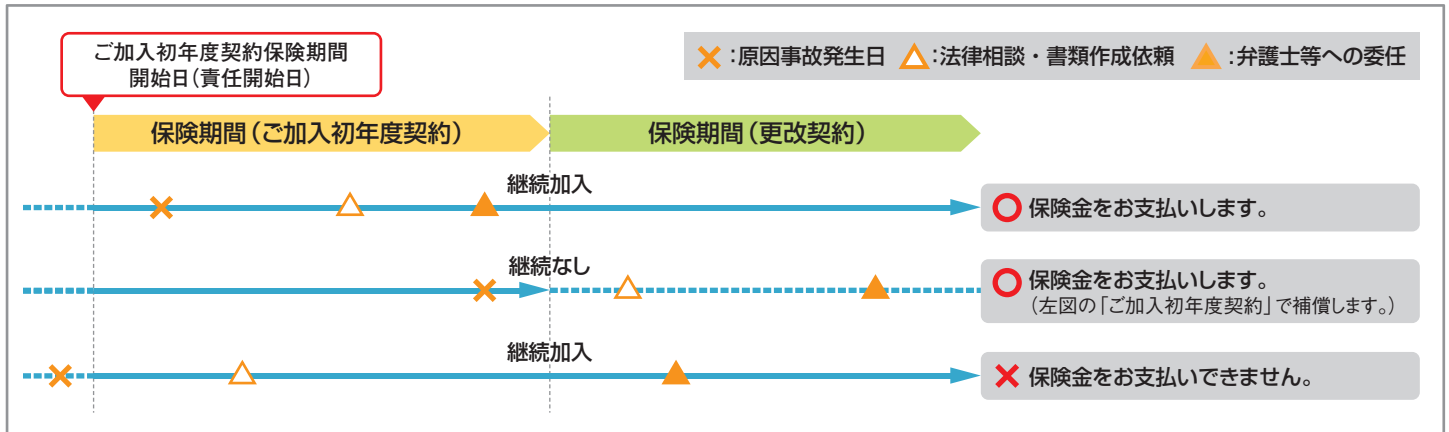
(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

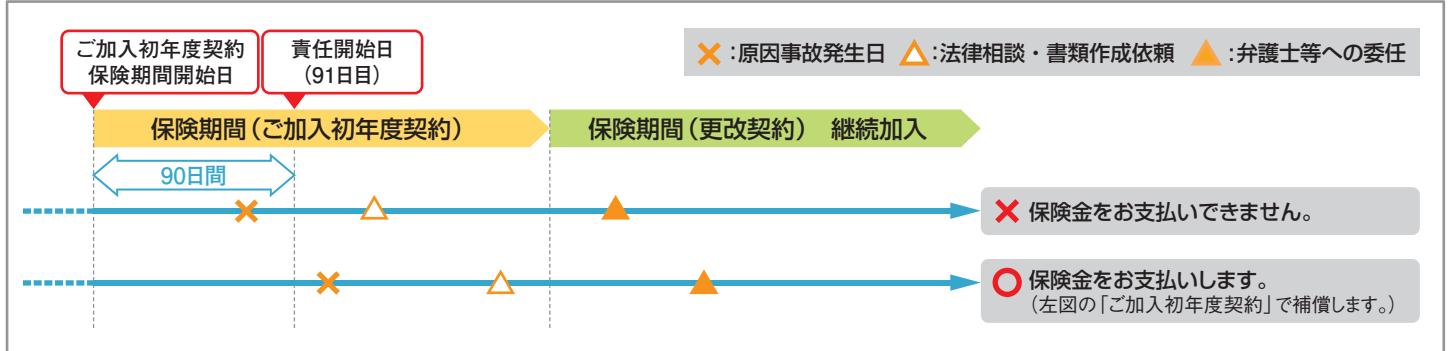
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

問い合わせ先（保険会社などの相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店

カナデビア保険サービス株式会社 〒550-0002 大阪市西区江戸堀2-6-33
TEL 06-6443-9572 受付時間：平日の午前8時45分から午後5時35分

大阪営業所 TEL 06-6569-0284 受付時間：平日の午前8時45分から午後5時35分
東京営業所 TEL 03-6404-0182 受付時間：平日の午前8時45分から午後5時30分
舞鶴営業所 TEL 0773-62-8808 受付時間：平日の午前9時から午後6時
尾道営業所 TEL 0848-44-2205 受付時間：平日の午前9時から午後6時
因島営業所 TEL 0845-22-1241 受付時間：平日の午前9時から午後6時
有明営業所 TEL 0968-78-5386 受付時間：平日の午前9時から午後6時

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
大阪企業営業第三部第二課
〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-11-4
TEL:050-3808-2327 FAX:06-6449-1376
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)